

# 最初の農作業に入る前に（雇入れ時教育：農業法人）

## 「徹底しよう！～カクニン・カイゼン危険箇所～」

### 【労働者へ伝えるべきこと】

令和時5年の農業での死亡者数は、236人を数え、就業者10万人当たりの死亡者数は、建設業が4.6人であるのに対し、農業では11.6人を数えています。農作業では、多くの危険な作業があることを自覚し、安全と衛生を確保するため守るべきことを学びます。

### 【事業者としての留意事項】

事業者は、労働者がケガや病気にかかることなく農作業を行うために必要な知識の習得に向け、労働者に安全衛生教育を行う必要があります。労働安全衛生関係法令では、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、次の項目についての教育を行う義務があります。

## ①機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること



作業前に機械の危険箇所や合図について確認  
**（警告マークの確認）。**

基本的な操作法、トラブル時の対処方法を研修  
**（取扱説明書の説明）。**

経験の浅い労働者は、経験者からみて危ないことを平気で行います。気づかないことを教える。事業者は、作業現場を巡回し、よく観

察して注意点を理解させることが重要**（日々の巡回指導）。**

労働者の事故防止に努める。安全にできる「だろう」が、事故を誘発しますので、定期的に安全使用講習会を開催**（安全研修の実施）。**

## ②安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い

### 方法に関すること



エンジンの停止方法を補助作業者にも研修（緊急時対応の確認）。

クラクション等で周囲に注意を促し、安全を確認してから機械を操作（ひかれ・挟まれ防止）。

作業に適した服装を指示。特に、回転部が露出している場合は、袖口や裾が締った服にし、頭髪は短く

まとめ、腰手ぬぐいは禁止（巻き込まれ防止）。

農薬散布をする時は防護服・防護眼鏡・防毒マスク・長靴の保護具を使用（農薬被曝の防止）。

乗用農業機械を運転する時や高所作業をする時は頭部保護が必須です。頭・顔・耳・眼・指・腕・足・全身それぞれについて適切な保護具を使用（保護具の着用）。

### ③作業手順に関すること

作業前に体操と朝礼が効果的。当日の体調確認と安全確認などのミーティングを実施（作業手順の確認）。

判断ミスが減らすため作業内容を単純化します。一度の指示は三つまでにし、メモや黒板等を書いて確認（ヒューマンエラーによる事故防止）。

機械作業では、通路・回行場所が狭かったり、障害物があると通行時に衝突したり、転倒の原因（ほ場、農道の点検・改善）。

ヒヤリハットを労働者同士や事業者と情報共有。ヒヤリハットの共有は、必要なことと全員が理解します。（危険予知訓練KYTの実施）

ヒヤリハット事例を共有化し、「どのように危険を回避するか」を考え、実行します。（指差呼称の実施）

機械作業における合図ミスは重大な事故につながります。作業前に統一した合図を確認（誘導・合図の実施）

## ④作業開始時の点検に関すること



繁忙期の終わり掛けや機械の使用年数の終わり掛けに、機械の故障や事故が起きやすいとの経験則から、先手先手に点検・整備や更新を行って、農作業事故のリスクを削減する（**作業点検・定期点検：予防整備**）。

## ⑤当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること



フォークリフトなど軽労化機械の導入が、重量物運搬に必要で、腰曲げ姿勢等、きつい作業を極力無くします。

危険な作業も改善（**作業環境の改善**）。

高温・多湿な環境で作業すると、熱中症で、めまい・頭痛・吐き気を感じ、意識を失うことがあります。最高気温が 30℃以上

の日の作業に注意が必要（**熱中症対策**）。

危険な作業は緊張し疲労します。休憩を与えることなく作業を継続し、疲労の蓄積などによって病気やケガといった労働災害が生じた場合は、事業主の責任（**安全配慮義務**）。

## ⑥整理、整頓及び清潔の保持に関すること

作業場や事務所を整理整頓します。整理、整頓、清掃、清潔の4項目で、安全で、健康な職場づくり、そして生産性の向上をめざす活動（**4S運動**）



危険な場所や事故現場の情報を集め情報共有・改善策の検討（**危険マップを作成**）

## ⑦事故時等における応急措置及び退避に関すること



負傷者がいる場合、救急車を呼び、応急救護処置を実施。機械の転落や衝突事故の場合、外傷がない場合にも病院に行きます。救急車の到着までに必要な応急手当を行います。消防署で講習（**事故発生時の対応**）

## ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のため

### めに必要な事項

労働安全衛生法による機械を運転する者に対して、事業者等が行わなければならない教育  
技能講習資格

種 別	具体的な種別
ガス溶接	可燃性ガス及び酸素を用いて行なう金属の溶接、溶断又は加熱
フォークリフト	最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転（道路走行を除く）
車両系建設機械	機体重量が3 t以上の整地・運搬・積込み及び掘削用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路走行を除く）
ショベルローダ	最大荷重が1 t以上のショベルローダ又はフォークローダの運転（道路走行を除く）
高所作業車	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転（道路走行を除く）
移動式クレーン	吊り上げ荷重が5 t未満1 t以上の移動式クレーンの運転（道路走行を除く）
玉掛け	制限荷重が1 t以上の揚貨装置又は吊り上げ荷重が1 t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛け

### 特別教育

アーク溶接	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等
フォークリフト	最大荷重1 t未満のフォークリフトの運転（道路上走行を除く）
車両系建設機械	機体重量が3 t未満の労働安全衛生法施行令別表第7に掲げる機械（建設機械）で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転（道路走行を除く）
高所作業車	作業床の高さが10m未満の高所作業車の運転（道路走行を除く）
クレーン	移動式クレーンを除く次に掲げるクレーンの運転 イ 吊り上げ荷重が5 t未満のもの ロ 吊り上げ荷重が5 t以上の跨線テレハ
研削砥石の取り替え	携帯用グラインダー、卓上グラインダー、切断機、スインググラインダー、ワゴングラインダーなど
チェーンソーによる伐木などの業務	チェーンソー

### 安全衛生教育

刈払機取扱作業	刈払機
---------	-----

### その他

道路交通法による公道での運転運転免許の取得（大型特殊・けん引免許）

### ヒューマン・エラーの原因

- ・「危険軽視、慣れ、悪循環、集団欠陥」(51.1%)
- ・「近道本能、省略本能、能率本能」(19.1%)
- ・「無知、未熟練、経験不足、教育不足」(13.2%)